早稲田大学博士論文概要書

フランス革命の反結社法研究

一 営業の自由・中間団体・国家

早稲田大学大学院法学研究科 岡村 等

博士論文概要書

岡村 等

- 1 論文題目 フランス革命の反結社法研究 営業の自由・中間団体・国家
- 2 本稿の概要

序論

フランス革命では、アンシャン・レジームの基礎的な社会的集団である社団が解体され、個人を社団への依存から切り離し国家に包摂することにより新しい社会が姿を現す。このような過程のメカニズムを解明するためには、社会の諸領域における社団の解体に重要な役割を果たした反結社法の考察が不可欠となる。その前提として、まず、反結社法が対象とした「社団国家」と言われるアンシャン・レジームの支配構造の中核をなす社団の存在の解明が求められる。次に、国家と個人の間に介在する中間団体である社団を排除する反結社法を、その理論的基礎をなす営業の自由、中間団体の禁止、国家の重視という三つの理念とその作用の連関という視点から分析・考察することである。本稿は、アンシャン・レジームの社団の考察を踏まえ、以上の視点からの一連の反結社法の分析・考察により、革命によるアンシャン・レジームの解体と新たな社会創出のメカニズムの一端を解明することを目的とする。

第1章 アンシャン・レジームの社団の概要・機能

アンシャン・レジーム下では、身分、村落共同体、領主所領、小教区、コルポラシオンなど種々の社団が広範に存在している。各社団は一定の自律性を有する政治的、経済的、社会的機能をもった社会的集団であり、王権はこれらの社団に特権を与え見返りに税・負担金などを課し、その統制を通じて臣民を支配する社団国家という支配構造に拠っている。従って、統治の過程に社団が介在し、既得権益を守ろうとする有力な社団と王権との間に争いが生じる。王権・国家は「絶対的な権力」ではなく、社団という「諸権力」の中で、他の「権力」を支配しようとする「相対的に強い権力」としてある。アンシャン・レジーム下では、地域によって言語、法、税制なども異なる中で、属性を異にする一定の自律性をもった社団が重なり合って存在している。

農村部では、村落共同体は農作業に不可欠な共同作業、インフラの維持・管理、初等教育施設の設置などを担っており、農民の生活に不可欠な存在である。小教区は、農民の信仰生活、結婚・出産などの家族生活、暦などの社会生活を支配し、基礎的な行政区域を構

成する。都市部では、多くの職業に従事するにはコルポラシオンへの加入が不可欠であり、 それはまた相互扶助機能や当該職業の守護聖人への信仰という宗教的色彩ももっている。 フランス全体を包摂する社会も「国民」という意識もなく、当然公的扶助などもない状況 下では、人々が日常生活を営む上で依拠するのはこのような社団しかない。これらの社団 は労働、生活、相互扶助などの場として、人々が物質的に依存する「社会」としてある。

都市部の職能的社団であるコルポラシオンの間で、分化・序列化が生じる。その基底には、各人がそのアイデンティティを所属するコルポラシオンに求め、その社会的地位が構成員の社会的地位を決定し、そこからコルポラシオンの権益の防衛と結び付いた自らのコルポラシオンを社会的に優位な地位に置こうとする争いが生じるという構造をもつ「集団においてしか人間を認めない」」という心的傾向が存在している。革命の直前においても、こうした心的傾向が存在し、その表れとしてのコルポラシオン間の利害が絡んだ差別化をめぐる争いが生じている。アンシャン・レジーム下の農村部では、農民は村落共同体などへの帰属によってしか農民と認められない。そこから外れることは、「物乞い」などのアウトローへの転落に他ならない。従って、このような心的傾向は、その現れ方は様々であるが、アンシャン・レジームの社会に逼在している。アンシャン・レジームの社団は、構成員が自己のアイデンティティをそこに求めるという精神的な意味でも「社会」としてある。

革命は、人々が物質的・精神的に帰属する「社会」である社団=中間団体を解体するが、 それは社団国家の解体であると同時に各人が依拠する「社会」の解体であり、そこに「社 会的空隙」が生じる。

第2章 社団解体の理念

本章では、反結社法を基礎づける三つの理念に関して、その考察の方向を明らかにする。第一に、営業の自由である。経済的自由主義に基づくテュルゴ勅令は、コルポラシオンの廃止と人的結合の禁止により、経済活動の自由と労働の自由を保障しようとする。ダラルドのデクレは、経済的自由主義に基づきコルポラシオンを廃止するが、主要な目的は営業免許制・営業免許税の導入であり、人的集合の禁止規定はない。ル・シャプリエ法はテュルゴ勅令の理論構成を受け継ぎ、それに中間団体否認の理念と国家の役割を重視する理念が付加され、以後の反結社法にコアリション禁止と中間団体禁止という二つの法の系統をつくりだす「母法的」役割を果たす。

第二に、中間団体の排除である。『社会契約論』においてルソーは、部分的利益により一般意志の形成を妨げる国家と個人の間に介在するあらゆる中間団体を否定する。² これは革

¹ Pierre Goubert, l'Ancien regime 1 : la société, Librairie Armand Colin, 1973, p.172.

² 本稿では、ルソーが『社会契約論』で述べた中間団体を否定する理念を「中間団体否認論」と表記し、 立法者というフィルターを通して一連の反結社法の中に現れた中間団体を否定する理念を「中間団体否認 の理念」と表記する。

命の反結社的な社会的「空気」を形成し、反結社法の理論的基礎となるが、立法者たちが これをどう理解しどう現実に適用したかは、ルソーの考えとは別の問題として考察しなけ ればならない。

第三に、国家の役割である。国家の登場には二つのベクトルが働く。まず、国家の役割を重視するルソーなど「哲学者」たちの思想がある。次に、中間団体の排除である。その進行により、「哲学者」たちの思想を前提に、従来中間団体が担っていた社会的機能は国家が必然的に担うことになる。

第四に、三つの理念の相互作用のメカニズムである。ル・シャプリエ法では、経済的領域の社団であるコルポラシオンを中間団体の一つとして否定することで、中間団体の廃止はコルポラシオンの廃止という「導水路」を通って社会の諸領域に広がる。中間団体の排除により、それが担っていた社会的機能は国家が担わざるを得ず、国家への役割の積極的評価に促されて、国家が中間団体に取って代わりその比重が増大する。

第3章 社団の解体-バスティーュから 1791 年憲法へ

本章では、革命の推移と反結社法の関連を把握するために、1789年のバスティーユ襲撃から91年憲法までの、旧秩序の破壊と新秩序の構築が錯綜して進む革命の「展開期」の前半を概観し、反結社法を考察する。

1791年3月のダラルドのデクレは、コルポラシオンの廃止による営業の自由、営業免許制・営業免許税の設立などを規定する。しかし制度の設立が目的であり、人的集合の禁止規定はない。議会審議では、制度の設立に必要な具体的で雑多な問題が論議される。中間団体否認の理念の展開という点では、まずコルポラシオン廃止を営業の自由により基礎づけるテュルゴ勅令がある。次にテュルゴ勅令と同様にその廃止を営業の自由により位置づけるが、議会審議の中で中間団体否認の理念が現れるダラルドのデクレがある。続いて、コルポラシオン廃止を営業の自由・中間団体否認の理念・国家の役割という理念によって基礎づけるル・シャプリエ法が続く。この点からダラルドのデクレは、テュルゴ勅令からル・シャプリエ法への中間段階にあると言える。国家という点からは、従来のコルポラシオンによる統制に代えて、テュルゴ勅令では届出制であったものが、ダラルドのデクレでは営業免許制となる。これは、「消極的」にではあるが国家がコルポラシオン廃止の「穴を埋める」ものである。

次に1791年6月のル・シャプリエ法である。まず営業の自由に関しては、テュルゴ勅令、 ダラルドのデクレと同様であるが、営業の自由の担保として労使双方のコアリシオンを禁 止する。しかし、労働者側に対してより詳細に規定され、以降の労働運動への抑圧の出発 点となる。次に中間団体否認の理念については、ル・シャプリエ法では、営業の自由の理 念によるコルポラシオン・コァリシオン³の否定に加えて、中間団体否認の理念によりその否定を根拠付ける。これは、コルポラシオンを中間団体の一つとして否定することによりあらゆる中間団体の否定を可能にし、個人を社団への依存から解き放ち権利の主体としての個人創出の前提を形成するものである。続いて国家についてである。その議会報告では、傷病者への扶助などは「国家の任務」であるとして、コルポラシオンに代わって国家が果たすべき任務が明確に示される。中間団体の排除による社会的「隙間」を埋めるべきは国家であるとして、国家の「増殖」が中間団体排除と表裏一体となって進んでいく。また、以上の三つの理念によりコルポラシオンを禁止するル・シャプリエ法は、コアリション禁止法と中間団体禁止法という二つの反結社法の系統をつくり出す。これらの点から、ル・シャプリエ法は以後の反結社法の「母法」的存在と言える。

アンシャン・レジーム下の商業会議所は、商人の利益を守ると同時に、商事裁判所の設置、税の徴収、港湾・水路の維持管理などを担う半公的機関であった。1791年9月の「王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ」4の議会報告では、商業会議所は91年憲法に反する特権的コルポラシオンとされる。これは中間団体否認の理念が、特権批判と中間団体否認論がコルポラシオンを媒介にして結びつく構造をもつことを示している。商業会議所は、第一に経済的自由主義の観点から、第二に「憲法の諸原則」に反するアンシャン・レジームの特権的中間団体として中間団体否認の理念から、第三に国家が商業に関する情報を一元的に収集・管理すべきとして廃止される。

第4章 社団の解体-立法議会からテルミドールへ

本章では、1791年の立法議会から94年のテルミドールのクーデターまでの革命がより 徹底したものとなる「展開期」の後半における革命の推移を概観し、反結社法を考察する。

1792年8月の「在俗修道会の廃止とその構成員の俸給と財産に関する一般デクレ」5の議会報告・審議では、在俗修道会は「聖職者のコルポラシオン」であり、権利の平等を謳う91年憲法に反する特権的団体であり、市民を公共の事柄から切り離す中間団体であり、教育・救貧などは国家の任務であることなどが廃止理由とされる。このデクレは、例外なく在俗修道会を廃止するとする。しかし、国家による公教育、公的扶助の組織化までの間、公的機関の監督の下で教育や病人の看護などは個人の資格で続けられるとする。つまり、公教育・公的扶助の国家による「独占」の方向が示され、その実現までの暫定措置として「国家の監督」という形で国家の関与が増大する。

³ コアリシオン (coalition) は一般的には「団結」という訳語があてられるが、それよりも広い「協同して何かをすること」を意味する。従ってコアリシオンは、使用者の団体結成に対しても用いられる。

⁴ J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglements, et avis du conseil d'Ētat depuis1788 jusqu'à 1830, Société du Recueil Sirey, 1831-1949, tome3, p.374. 以下 J.-B. Duvergier, Collection complète des lois と表記。

⁵ Archives parlementaires de 1787 à 1860, Jérôme Mavidal et Emile Laurent (éds), Centre national de la recherche scientifique, 1961, 1ère série, tome48, p.350. 以下 Archives parlementaires と表記。

1793年8月の「国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学団体の廃止に関するデクレ」6では、アカデミーは、「専制の痕跡」をもつ「平等に背く」7アンシャン・レジームの特権的団体であり、「異端審問官の社団」として「哲学者」を攻撃する圧政の道具である8として廃止される。中間団体否認の理念は、「コルポラシオン」という用語により間接的に示されるが、その比重は著しく低下する。

以上で述べてきたデクレでは、個別の具体的立法理由と中間団体の廃止という普遍的・ 抽象的な理由とが二層構造を成している。また「コルポラシオン」という用語は、特権的 中間団体というアンシャン・レジームの「害悪」の表象として用いられる。

1793年8月の「割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ」9は、食糧暴動が頻発する中で、投機資金を提供する割引銀行や投機の対象となる株式会社を廃止し、投機抑制のためにつくられる。そこには中間団体否認の理念は見られない。株式会社はコルポラシオンとは異なり資本の集合体であり、特権をもたないものもあり、株式会社=コルポラシオン=特権的中間団体という明確な構図は成り立ちにくい。

大学は教師、学生、教学を支える大学の官職保有者などから成るコルポラシオンである。 1793年9月の大学廃止を規定する「公教育の漸進的三段階を設立するデクレ」¹⁰は、国家 による三段階の教育制度設立を目的とし、それに付随して大学を廃止するという新制度設 立に重点を置くものである。従って、特権的中間団体否定のために用いられた中間団体否 認の理念は姿を現さない。

第5章 社団の解体 -総裁政府から第一帝政へ

本章では、1794年のテルミドールのクーデターからの革命の「成果」を守り定着させる 革命の「収拾期」と第一帝政期の状況を概観し、91年からの民衆協会に関する一連の規制・ 禁止法、1810年の刑法典を考察した後、コアリシオン禁止法の系統を簡単に考察する。

民衆協会は、革命の過程で活動家たちが議会などへの働きかけ、市民の啓蒙・組織化の ために地方的に組織されたクラブで、会費も低額で規則を守れば誰でも自由に意見を述べ ることができる「公共圏」的性格をもち、民衆の中の活動家も加入するようになる。

1791 年から 97 年にかけて民衆協会という同一の対象に四つの法がつくられる。それを一つの過程として見ることで、その基礎となる理念の変化を明確に捉えることができる。 1791 年 5 月の「市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデクレ」11の議会報告では、討議・決定・請願により民衆協会はコルポラシオンになる

⁶ J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome6, p.77.

⁷ Archives parlementaires, 1ère série, tome 70, p.519.

⁸ Ibid., p.521.

⁹ J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome6, p.131.

¹⁰ *Ibid.*, p.170.

¹¹ Ibid., tome2, p.365.

として中間団体否認の理念により政治的存在としての民衆協会を否定し、啓蒙・啓発の領域に封じ込めようとする。1791 年 9 月の「民衆協会に関するデクレ」¹²では、民衆協会の請願などによる公的機関への介入は、91 年憲法の秩序への敵対とされ、公序の維持の理念が姿を現すと同時に、憲法はコルポラシオンを許さないとする中間団体否認の理念により、政治的存在としての民衆協会が否定される。このデクレは中間団体の否認と公序の維持という二つの理念で民衆協会を否定するという中間的性格をもつ。パリの行政機構の一部であるセクションの総会は政治的問題の自由な討議の場となっており、これを制限する1793年9月の「パリのセクションの総会を週に二回に制限し、日雇い労働者に出席の権利を与えるデクレ」¹³は、国家による政治的領域の独占という点で民衆協会の活動制限のデクレと同質性をもつ。

テルミドールのクーデター後、1795 年 8 月の「クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ」¹⁴は、民衆協会を「反革命」として、公序の維持の視点から禁止する。1797 年 7 月の「政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律」¹⁵では、憲法サークルを民衆協会の復活として禁止することが 95 年憲法に適合するものとして示される。これらのデクレでは、91 年のデクレと対象は同一であるが、中間団体否認の理念は見られない。クーデターは、革命の「収拾期」への転換点であり、アンシャン・レジームの特権的中間団体の解体に用いられた中間団体否認の理念は役割を終え、公序の維持という政治的理念が姿を現す。公序の維持の理念は、程度の差はあれ権力が価値を置く社会秩序の維持という政治性を帯びる。その点から、国家が独占・支配しようとするのは、まず権力を批判する「公共圏」的性格をもつ民衆協会などの政治的活動の領域である。

これまでに述べてきた反結社法は、個別の領域の個別の社団を対象としたものである。これに対して、1810年の刑法典の 291条と 292条は、20人以上のすべての結社に対象を拡大し、「公権力の意に適う」¹⁶条件の下でのみその存在を許容するという形で、あらゆる結社を政府の裁量に基づく禁止・規制・監視下に置く。中間団体政策を基礎づける理念は、中間団体否認の理念から公序の維持に変貌する。それは、原理的理念から政治的理念への変化、つまり質から量の問題への変化を意味する。1810年の刑法典に至って、中間団体政策を支える理念の変化とその対象の拡大は完成する。

次にコアリシオン禁止法の系統について簡単に述べる。1794年1月のデクレは、アッシニアの印刷用紙を製造する製紙業を徴用下に置き、96年6月のアレテは、製紙業の労働者全体へ禁止を拡大する。この二つのデクレでは、労働者のコアリシオンを中間団体の一つではなく独自の行為類型として禁止する。1803年法は、「営業の自由」の理念により労使双

¹² *Ibid.*, tome3, p.457.

¹³ *Ibid.*, tome6, p.153.

¹⁴ Ibid., tome8, p.244.

¹⁵ *Ibid.*, tome10, p.3

¹⁶ Jean Guillaume Locré, *La législation civile, commerciale et criminelle de la France,* Treuttle et Würtz, 1832, tome30, p.48.

方のコアリシオンをそれ自体として禁止するが、労働者側により重い刑罰を科す。こうした動きは、労働者側への罰則強化と首謀者を刑期終了後も高等警察の監視の下に置くことを規定し、コアリシオンが労働者を危険な過激さへと導くとして公序の維持の名の下に、労働運動抑圧の姿勢を明確にする 1810 年の刑法典に至る。

第6章 社団の「復活」

ナポレオンの下で、パリのパン屋と肉屋のコルポラシオン、商業会議所などの職業的社団が「復活」する。また、修道会は許可制となり、教育などをおこなう国家に有用で無害な修道会が許可される。しかし、それらの社団はアンシャン・レジームの社団とは異なり、自律性を失い国家の監視・監督の下で行政への補完的機能しかもたない社団である。

第7章 結論

本章では、事項別と時系列という二つの視点から反結社法を総括的に考察する。

初めに、反結社法の基礎となる理念を事項別に考察する。まず、営業の自由である。ル・シャプリエ法は、コルポラシオンなどの自由な経済活動への障害を排除することで、主観的には経済活動の自由を目指し、客観的には資本主義的生産様式の前提である賃金労働者の創出という資本の本源的蓄積を促す。17 賃労働と資本という社会的・経済的秩序の形成につれて、その防衛のためにコアリシオンを禁止する反結社法は公序の維持という形で労働運動への抑圧を強める。

次に中間団体の禁止については、第一に立法形式と立法理由の問題がある。一連の反結社法は個別の団体を対象とし、個別の立法理由への「中間団体の禁止」という普遍的・抽象的理由の付加により、法の目的の普遍性を示すと同時にあらゆる中間団体の禁止を可能とし、社団への依存から個人を切り離す。第二に対象の問題である。反結社法では「コルポラシオン」という用語により中間団体否認の理念が示され、アンシャン・レジームの「害悪」を象徴する特権的中間団体を示すものとして用いられる。ルソーの中間団体否認論とは異なり、中間団体否認の理念はアンシャン・レジームの特権的中間団体を対象とする。第三に期間の問題である。一連の反結社法に中間団体否認の理念が直接・間接に登場するのは、1791年からの約2年間に過ぎないが、1901年まで続く結社の禁止・規制の背景に反結社という社会的「空気」が存在する。

続いて国家である。国家の登場は二つのベクトルによる。第一には「哲学者」たちの国家の役割を重視する思想である。第二には中間団体の排除である。それにより、従来中間団体が担っていた個人が担えない社会的機能は国家が担わざるを得ず、更に「哲学者」た

¹⁷ 中村紘一「ル・シャプリエ法研究試論」早稲田法学会誌 20 号 早稲田退学法学会 1970 年 3 頁。

ちの思想に促され、国家の比重が増大する。この意味で、すべての反結社法は、国家の「増殖」を指向していると言える。

更に、この三つの理念の相互作用である。ル・シャプリエ法は、コルポラシオンを営業の自由・中間団体禁止・国家の重視という三つの理念で否定する。ル・シャプリエ法から1810年の刑法典に至る過程は、コルポラシオンの廃止を「入口」にして、反結社法が中間団体否認の理念、続いて公序の維持の理念により中間団体を解体し、国家の役割を重視する理念が国家の「増殖」を促し、国家による公の事柄の独占により公序の維持が図られる過程である。

次に、時系列に沿って、ル・シャプリエ法から 1810年の刑法典への過程を考察する。1789年から 93年の山岳派独裁に至る時期は革命の「展開期」である。1791年6月のル・シャプリエ法はコルポラシオンの禁止を、営業の自由・中間団体の否認・国家の重視という理念により基礎付け、コアリション禁止法と中間団体禁止法という二つの法の系統をつくりだす。同時に、コルポラシオンを中間団体の一つとして否定することで、あらゆる中間団体の否定が可能となる。中間団体の排除と国家の重視は反結社法を媒介にして結びつき、国家が中間団体に代わって「増殖」するメカニズムが機能していく。それは、1791年5月と9月の民衆協会の活動制限のデクレでは、政治的領域の国家による独占として現れ、91年9月の商業会議所廃止や92年8月の修道会廃止のデクレでは、その機能は国家が果たすべきであるという形で現れる。この点からも、ル・シャプリエ法は反結社法の「母法」的存在と言える。しかし、反結社法に中間団体否認の理念が登場するのは、1791年から約2年間に過ぎない。

革命は、1794 年 7 月のテルミドールのクーデターを転回点として、「収拾期」に入る。クーデター後、1795 年 8 月のデクレは山岳派独裁を支えた民衆協会を「反革命」として禁止し、97 年 7 月の法律は民衆協会の禁止を 95 年憲法に適合するとする。そこでは中間団体否認の理念に代わって、公序の維持を理由に国家が政治的領域を独占しようとする。1810年の刑法典では、公権力の裁量による中間団体への包括的な禁止・規制・監視の体制が確立する。これは、あらゆる領域で国家が公の事柄を独占することで公序の維持が図られることを意味する。ル・シャプリエ法から 1810年の刑法典への過程は、国家が中間団体に代わることを指向する反結社法により、中間団体の排除→国家の「増殖」→公の事柄の国家による独占→公序の維持というメカニズムが働く過程である。

この過程はまた、中間団体政策を支える理念が中間団体否認の理念から公序の維持へと移行する過程でもある。この点から 1791 年から 97 年にかけての民衆協会に対する禁止・規制法と 1810 年の刑法典を考察する。1791 年 5 月のデクレは中間団体否認の理念により民衆協会の請願などを禁止し、9 月のデクレは民衆協会の政治的活動を 91 年憲法の秩序に敵対し、憲法はコルポラシオンを許さないとして、公序の維持と中間団体否認の理念により禁止する。従って、このデクレは中間団体政策の基礎的理念の変化の中間段階をなす。

テルミドールのクーデター後、1795年8月のデクレは民衆協会を「反革命」として公序

の維持を理由に禁止し、97年7月の法律はその禁止を95年憲法の原理に適合するとする。 この二つの法では、中間団体否認の理念ではなく、公序の維持を理由に民衆協会自体が禁止される。クーデターは革命の「収拾期」への転換点であり、アンシャン・レジームの特権的中間団体解体のための中間団体否認の理念は役割を終える。

一連の反結社法は個別の団体を対象とするが、1810年の刑法典は、「公権力の意に適う条件」の下でのみ結社を認めるとして、包括的に20人以上のすべての結社を法律によらずに政府の裁量による禁止・規制・監視の下に置く。中間団体政策の基礎となる理念は、原理的な中間団体の否認の理念から政治的な公序の維持へと変化する。この体制が、1901年の結社の自由まで続く中間団体政策の基本となる。

最後に、中間団体・コアリシオン政策の 1810 年の刑法典から 1901 年法に至る過程を簡単に述べる。復古王政は、結社全般、特に宗教的結社に好意的であった。七月王政期には、共和派結社取締のために、刑法典の適用対象を 20 人未満の結社に拡大する 1834 年 4 月の「結社に関する法律」¹⁸ がつくられる。第二共和政期には、1848 年 2 月臨時政府は労働組合を認める。¹⁹ これを受けて、刑法典のコアリシオン禁止条項の見直しを託された憲法制定議会は結論を得ずに解散し、権力を握ったブルジョワ共和派は 1849 年 11 月の「刑法典第 414 条、第 415 条および第 416 条を修正する法律」²⁰により、社会に危険と混乱をもたらすとしてコアリシオンを禁止する。1848 年 11 月、フランス共和国憲法第 8 条は結社の権利を認める。²¹ 49 年 6 月の「クラブに関する法律」は、新たな法律がつくられるまで暫定的に公共の安全を脅かすクラブを禁止するが²²、実際にはこの法律が存続する。

第二帝政期には、権力の下で個別法により団体が設立される。1852年3月には、権威的秩序を維持しつつ階級融和を図る「相互扶助組合に関するデクレ」²³、64年5月には労働条件変更のための一時的なコアリシオンを認める「刑法典第414条、第415条および第416条を修正する法律」²⁴がつくられる。これは、産業革命による平準化した労働条件の大量の労働者の出現による集団的労働力把握体制の必要性を示す。²⁵ 第三共和政期には、「結社の自由」の要求が増大するが、修道会が障害となり結社一般の自由はすぐには実現しない。1884年3月の「職業組合の設立に関する法律」は、ル・シャプリエ法を廃止し労使双方に職業的利益擁護のための職業組合の結成を認め²⁶、98年4月の「共済組合に関する法律」²⁷は共済組合の設立を認める。1901年7月の「アソシアシオン契約に関する法律」²⁸は、結

¹⁸ J.-B. Duvergier, Collection complète des lois, tome34, pp.49-55.

¹⁹ Ibid., tome48, p.56.

²⁰ Ibid., tome49, p.385.

²¹ Ibid., tome48, p.566.

²² Ibid., tome49, pp.233-234.

²³ *Ibid.*, tome52, pp.281-282.

²⁴ Ibid., tome64, pp.162-195.

²⁵ 大和田敢太『フランス労働法の研究』(文理閣 1995年) 84頁。

²⁶ Ibid., tome84, pp.174-186.

²⁷ Ibid., tome98, p.111.

²⁸ Ibid., tome101, p.260.

社の自由を認めるが、修道会は許可制が維持される。1810年以降の中間団体・コアリシオン政策は、公序の維持を基本として、「取り締まり」→「誘導」→「法認」へと時の政治的・経済的・社会的状況の影響を受けつつ変化していく。

3 本稿の目次

序論

第1章 アンシャン・レジームの社団の概要・機能

第1節 身分

- 1 第一身分 一 聖職者
- 2 第二身分 一 貴族
- 3 第三身分 一 平民
 - (1) 富裕なブルジョワジー
 - (2) 農民

第2節 領域的社団 ― 農村部の社団

- 1 村落共同体
- 2 小教区
- 3 領主所領

第3節 職能的社団 一都市部の社団

- 1 コルポラシオン(同業組合)
- (1) コルポラシオンの種類
- (2) コルポラシオンの性格 一 商工業のコルポラシオンを中心に
- (3) コルポラシオンの機能 一 商工業のコルポラシオンを中心に
 - ①政治的機能
 - ②経済的機能
 - ③社会的機能
- 2 コンパニオナージュ (職人組合)

第4節 信徒会

- 1 信徒会の区分
- 2 制度型信徒会 教区信徒会
- 3 アソシアシオン型信徒会
- (1) 同業信徒会
- (2) 悔悛者の信徒会

第5節 法・制度と言語 — 補足的に

第6節 まとめ

1 社団国家-「諸権力」の存在

- 2 社団への物質的帰属
- 3 社団への精神的帰属
- 4 社団=「社会」の解体
- 第2章 社団解体の理念
 - 第1節 営業の自由 ― テュルゴ勅令を中心に
 - 第2節 中間団体の禁止 『社会契約論』を中心に
 - 第3節 国家 一 二つの視点から
 - 第4節 三つの理念の連関ー営業の自由・中間団体・国家
- 第3章 社団の解体 バスティーユから 1791 年憲法へ
 - 第1節 バスティーユから 1791 年憲法へ
 - 第2節 ダラルドのデクレ
 - 1 議会報告
 - 2 議会審議
 - 3 まとめ
 - 第3節 ル・シャプリエ法
 - 1 議会報告
 - 2 議会審議
 - 3 営業の自由について
 - 3 中間団体の禁止および国家の役割について
 - 第4節 テュルゴ勅令からル・シャプリエ法への三つの理念の展開について
 - 第5節 王国内に存するすべての商業会議所の廃止に関するデクレ
- 第4章 社団の解体 -立法議会からテルミドールへ
 - 第1節 立法議会からテルミドールへ
 - 第2節 在俗修道会の廃止とその構成員の俸給および財産の管理に関する一般デク レ
 - 1 修道会について
 - 2 聖職者委員会の男性の在俗修道会に関する報告およびデクレ案
 - 3 公教育委員会の在俗修道会の廃止に関する報告およびデクレ案
 - 4 議会審議
 - 5 まとめ
 - 第3節 国家によって許可されたあるいは許可を与えられたあらゆるアカデミーと文学 団体の廃止に関するデクレ
 - 第4節 割引銀行およびその他の種々の社団を廃止するデクレ
 - 第5節 公教育の漸進的三段階を設立するデクレ (大学の廃止を規定)
- 第5章 社団の解体 -総裁政府から第一帝政へ
 - 第1節 総裁政府から第一帝政へ

- 第2節 1791年~1797年の民衆協会などに関するデクレ・法律および1810年の刑法典
 - 1 クラブ・民衆協会およびセクションについて
 - (1) クラブ・民衆協会について
 - (2) セクションについて
 - 2 市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権に関するデ クレおよび民衆協会に関するデクレ
 - (1) 民衆協会の請願の制限などを求めるパリ県とパリ市の請願に関する議会報告
 - (2) 議会審議と市民がコミューンの招集を要求することができる場合を定める請願権 に関するデクレ
 - (3) 民衆協会に関するデクレ
 - (4) 1791年5月・9月のデクレとル・シャプリエ法との関係について
 - 3 パリのセクションの総会を週二回に制限し日雇い労働者に出席の権利を与えるデ クレ
 - 4 クラブあるいは民衆協会の名で知られている集合体を解散するデクレ
 - 5 政治的問題に係わる特別な団体を臨時に禁止する法律
 - 6 1810年の刑法典
 - 7 まとめ
- 第3節 ル・シャプリエ法以後のコアリシオン禁止法
- 第6章 社団の「復活」
 - 第1節 職業的社団の「復活」
 - 1 コルポラシオンの復活を目指す動き
 - 2 商工業発展のための情報収集・諮問組織設立の動き
 - 3 治安維持の視点からの動き
 - 第2節 修道会の「復活」

第7章 結論

- 第1節 営業の自由・中間団体・国家 ― 水平的視点から
 - 1 営業の自由について
 - 2 中間団体否認の理念について
 - (1) 立法形式・立法理由
 - (2) 対象
 - (3) 期間
 - 3 国家について
 - 4 三つの理念の連関について
- 第2節 社団の「復活」
- 第3節 ル・シャプリエ法から1901年の結社の自由へ ― 垂直的視点から
 - 1 ル・シャプリエ法から 1810 年の刑法典へ

- 2 中間団体政策を基礎づける理念の変化について
- 3 1810年の刑法典の体制から 1901年の結社の自由へ 補足的に 文献一覧